

選挙人名簿を縦覧できます

6月1日現在で、新たに選挙人名簿に登録した人の名簿を縦覧できます。
この名簿の登録に異議がある人は、縦覧期間内に本庁・選挙管理委員会事務局へ申し出ることが出来ます。
対象 次のいずれにも該当する人①6月1日現在で満20歳以上の人②3月1日までに本市に住民票を作成した人で、引き続き市内に住所がある人。
縦覧期間 6月3日(金)～同日(土)。
縦覧場所 本庁・選挙管理委員会事務局。
本庁・選挙管理委員会事務局

ダメです！ごみのポイ捨て・不法投棄

ごみを捨てることは法律で禁止されており、市内でも検挙や捜査が行われる事例が発生しています。天草

の豊かな自然環境を守るためにも、ごみは責任を持って各地区のごみステーションに出してください。

なお、法律でリサイクルが定められている家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)やパソコンは、市の施設などで処理することができませんので、販売店や製造メーカーにお問い合わせのうえ、引き取り(有料)を依頼してください。
また、ごみを不法投棄された人が判明しない場合は、その土地の所有者または管理者の責任で処理しなければなりません。
日ごろからごみが捨てられないよう十分な管理を心がけてください。
※不法投棄に関する罰則は、5年以下の懲役や1千万円以下(法人については3億円以下)の罰金など、厳しい罰則が設けられています。
本庁・環境施設課

ユニバーサルデザインに配慮した建築物などの整備に補助

対象物件(改修工事) 不特定かつ多数の人が利用する施設で、面積が2,000㎡未満のもの。
対象事業 多機能トイレや誘導ブロック、スロープ、自動ドアなどの特定施設の整備。
補助額 整備費用の3分の2以内(上限額①経路上のすべてを整備する場合:200万円②経路上の1つ以上を整備する場合:50万円)。
本庁(別館)・建築課

民間建築物の耐震診断を補助

民間建築物の耐震化を促進するため、耐震診断にかかる費用の一部を補助します。
対象物件 昭和56年5月31日以前に着工した市内に所在する民間建築物。
対象事業 ①戸建木造住宅

耐震診断事業: 在来軸組工法で建築された戸建て木造住宅(2階建て以下)の耐震診断②緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業: 緊急輸送道路をふさぐ恐れのある建築物の耐震診断。
補助額 いずれも費用の3分の2を補助。ただし①は1戸当たり8万9千円を限度②は1棟当たり61万6千円を限度。
本庁(別館)・建築課

市民農園を利用しませんか

野菜や花の栽培をとおして自然とふれあう「市民農園」を開園しています。契約日から平成29年3月31日(金)までの利用者を募集します。
場所・募集区画数 ①今釜町(あしはら医院付近): 2区画②牛深町(砂月海水浴場付近): 14区画。
1区画の面積 30～61㎡。
利用料金 1㎡当たり100円(年間)。

催し物

天草文化交流館作品展

平成27年度中に「伝統工芸製作体験講座」に参加した受講生の皆さんが製作した手まり、押し絵、土人形、バラモン凧、陶器、竹細工などの作品を展示します。
日程 ●5月21日(土)～6月5日(日)午前9時～午後5時
●天草文化交流館
入場料 無料。
本庁(別館)・農業振興課

募集

「布ぞうり」製作体験講座の参加者募集

日程 ●①6月15日(土)②同日(日)、いずれも午前9時～正午 ●天草文化交流館。

4月分市交際費の支出状況

区分	支出日	支出件名	金額(円)	支出先
慶事	8	(株)アイエスエフネットライフ天草開所式	10,000	(株)アイエスエフネットライフ天草
会費	10	東京天草郷友会総会	10,000	東京天草郷友会事務局
合計		20,000円		

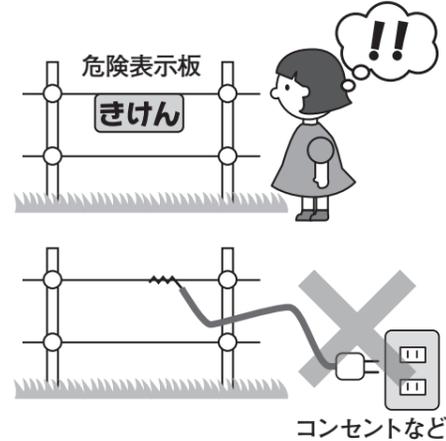
本庁・秘書課

定員 ①②各20人(先着順。初めての人優先)。
参加料 1,000円。
申込方法 5月17日(土)～同日(日)に、電話またはFAX②75665(住所・氏名・電話番号を記入)で申し込んでください。
本庁(別館)・農林整備課

「電気柵」の安全・適正管理をお願いします

イノシシなど野獣からの農作物被害防止を目的に「電気柵」を設置している人は、安全・適正管理をお願いします。管理が十分でないと、けがや命にかかわる重大事故につながるおそれがあります。

- 電気柵を設置していること、危険であることを示す「危険表示板」を必ず設置してください。
- 商用電源型の電気柵本体を使っている場合は、安全性を満たしていることを示すPSEマーク付きの漏電遮断器(高速型)が必要です。
- 商用電源(AC100Vまたは200V)をそのまま直接「さく線」に通電することは、法的に禁止されています。



本庁(別館)・農林整備課

あなたの住宅・店舗・事務所などを安全に建てるために建築物を建築するときは「建築確認申請」を!

私たちの生命・健康・財産を守るため、建築物を建てる時に必ず守らなければならないルールが『建築基準法』です。同法に基づき、都市計画区域(本渡・牛深)と確認区域(五和町二江の一部)内で建築物を建築するときは、工事に入る前に“建築確認申請”、完成後の“完了検査申請”の手続きが必要です(※1)。必ず手続きを行うようにしてください。

なお、建築基準法に適合していない建築物は使用制限や是正指導を行うほか、建築主と工事施工者に罰則が科せられる場合があります。

※1…これらの区域以外でも、建築物の規模・構造・用途などによって建築確認申請が必要になる場合があります。詳細はお尋ねください。



建築基準法には、建築物の地震時や台風、火災時の安全性、環境衛生に関する基準などが定められています。



「カーポート」「プレハブ」も建築物に該当します。

本庁(別館)・建築課